

## dX 顧客開拓サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX 顧客開拓サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX 顧客開拓サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の関係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

### 第2条（規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第3条（本サービスの定義）

本サービスは、契約者が対象として定める企業のホームページ上のお問い合わせフォームに、簡易に営業メッセージを送る機能を提供するサービスです。

### 第4条（ビジネス d アカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）が別途定めるビジネス d アカウント規約 (<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>)（以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。）に基づきNTTドコモが発行した ID 及びパスワード（以下総称して「ビジネス d アカウント等」といいます。）が必要です。ビジネス d アカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネス d アカウント規約に定めるところによります。
2. 契約者及び利用者がビジネス d アカウントを削除した場合は本サービスの利用ができ

なくなるものとします。

#### 第5条（利用契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。その場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。
  - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 申込者が第25条（本サービスに関する制限事項）の定め違反するおそれがあるとき。
  - (3) 申込者の要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
  - (4) 申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認 又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
  - (5) 申込者が過去に不正利用等により本契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
  - (6) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - (7) 申込者が第33条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。
  - (8) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 本契約は、当社が第1項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間で成立するものとします。

#### 第6条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、初年度の場合、翌年の前月末日までとなります（利用開始日が月途中の場合は、翌年の利用開始月の前月末日までとします。例：8月15日から翌年7月31日まで）。
2. 翌年度以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第21条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、契約期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

#### 第7条（利用料金）

1. 契約者は、別紙1に定める料金表に従い、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。
2. 利用契約の成立日(契約更新の場合は更新日)の属する月末締めで一括前払いとします。利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い(銀行振り込み可能)が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。
3. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
4. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。
5. 本サービスの契約期間中に消費税等その他税率等に改定が生じた場合には、法令等に従い、本サービスの料金についても改定後税率が適用されるものとします。
6. 当社は、利用料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。
7. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社のWeb等に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。))の合計と異なる場合があります。

#### 第8条(維持管理)

1. 契約者は、最低限必要なパソコンその他の周辺機器利用の知識、ネットワーク利用知識を備えたうえで、本サービスを利用するために用いるパソコン等の設備を、自らの費用と責任において設置し、適切な状態に保ち、管理するものとします。
2. 次の各号は、契約者の責任において特に適切にその管理、修補を行う必要があります。
  - (1) 本サービス利用における設備のウィルス・ワーム対策
  - (2) 本サービス利用における設備の盗難・滅失または毀損対策
3. 契約者は、自らの費用と責任において、パソコンをインターネットに接続可能な環境に設定するものとします。

#### 第9条(サポートの範囲)

1. 契約期間中に本サービスに関するサポートを必要とする事由が生じたときは、契約者は当社に通知し、当社はこれに対処するものとします。本規約に基づき当社が行うサポートの範囲は、次の通りとします。
  - (1) 本サービスの操作方法の問い合わせ対応
  - (2) 本サービスに発生した障害の対応

2. 本サービスのサポート受付時間帯はWeb等に定めるとおりとします。

#### 第10条（機能変更およびバージョンアップ）

本サービスの機能変更、障害復旧、更新、改良または修正等（以下、「バージョンアップ」という。）の必要があると当社が認めた場合、バージョンアップを事前に契約者に通知した上で行うことができるものとします。

#### 第11条（災害、障害の対応、トラブル時の対応）

契約者および当社は、本サービス利用に関し、機器不良、通信回線の途絶等障害、その他応答内容の異常を含むトラブル等が発生したことを知ったときは、直ちに相手方に報告すると共に、復旧策等（復旧までの臨時的代替策を含む）について協議決定し、速やかにこれを対処するものとします。

#### 第12条（データの取り扱い）

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
3. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）」が滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
6. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

#### 第13条（データの削除）

当社は、期間の満了により本契約が終了したとき又は本契約の解約があったときは、本サービスの利用に関するデータを削除します。この場合において、当社は、データ削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

#### 第14条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

#### 第15条（プレスリリース等への掲載）

当社は、契約者による本サービスの利用に関して、プレスリリース、営業用資料、IR資料およびホームページへの掲載により公表（ロゴ含む）することができるものとします。ただし、契約者が別途当社に申し入れ、双方協議の上、別途合意した場合はこの限りではありません。

#### 第16条（業務委託及び業務提携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する必要があることを承諾します。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第22条（免責事項）に定める範囲で責任を負うものとします。
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

#### 第17条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 第5条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 第25条（本サービスに関する制限事項）又は第31条（届出義務）に違反したとき。
  - (3) 第7条（利用料金）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
  - (4) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
  - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
  - (6) 契約者がビジネスdアカウントを解除したとき。
  - (7) その他本規約等に違反したとき。

- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第 20 条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
  3. 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

#### 第 18 条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
  - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
  - (6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
  - (7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
  - (8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
  - (9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第 30 条（通知）に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第 19 条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃

- 止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第 30 条（通知）に定める方法により通知するものとします。
  3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

#### 第 20 条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日 1 か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
  - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
  - (2) 第 17 条（本サービスの提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当すると、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
  - (3) 第 25 条（本サービスに関する制限事項）に違反したとき。
  - (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
  - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第 5 条（利用契約の成立）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
  - (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
  - (8) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
  - (9) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
  - (10) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
  - (11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。
4. 第 3 項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

## 第21条（契約者による本契約等の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

## 第22条（免責事項）

1. 当社は、契約者に対して、本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利を保証しません。
2. 契約者が、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、本規程上、当社が契約者に対して責任を負うと明記されている場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスが、契約者の要求を常に満足させるものであること、常に正常に動作すること、品質が常に一定であること、不適合が必ず修正されることのいずれも保証しないものとします。
5. 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
6. 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第23条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。
2. 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスの1ヵ月分の利用料金（基本プランの価格を12で除した額）を上限として、その責任を負うものとします。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定

は適用しないものとします。

#### 第24条（不可抗力）

当社は、天災、戦争、暴動、法令その他当事者の対応不可能な事由により、本規約の義務の履行の全部または一部が妨げられる場合は、その範囲と期間に関し、本規約等に規定する履行義務を免除されるものとします。

#### 第25条（本サービスに関する制限事項）

1. 契約者は、本サービスに含まれる、企業情報（以下、「本情報」という。）を自動付与するサービスに関し、以下に同意するものとします。
  - (1) 本情報は、企業等の Web サイト上の情報を含むインターネットを中心として自動収集した情報からなっていますが、当社はその内容の正確性、網羅性について一切保証しません。
  - (2) 本情報のうち Web サイト上から収集した情報の著作権は、当該 Web サイトの掲載先の企業等に帰属します。また、Web サイトの掲載先の企業等から要求があった場合、本情報は削除されることがあります。
  - (3) 提供した本情報には正しく表示できない文字（外字）があります。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - (1) スクレイピング、クローリング（クローラ、ロボットまたはスパイダー等のプログラム）およびその他これらに類する手段によって本サービスに不正にアクセスし、または本サービスに関する情報を取得すること
  - (2) 本サービスに関するセキュリティの無効化をすること
  - (3) 本サービスのネットワーク、システムもしくは設備等に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (4) 第三者のユーザーアカウントを使うこと、第三者にユーザーアカウントの使用させることまたは自己以外の第三者と1つのユーザーアカウントを共用すること、複数人で1つのユーザーアカウントを使用すること（当社が特別に認めた場合は除く。）
  - (5) 本情報の一部、または全部を改ざん、改作または変更し、その結果の配布すること
  - (6) 本情報を第三者（関連会社を含む。）へ譲渡、転貸、配布およびメール送信等の提供、公表すること
  - (7) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそ

れのある行為

- (8) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (9) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (10) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
  - (11) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (12) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (13) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
  - (14) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能性を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第 32 条（知的財産権）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
  - (15) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
  - (16) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
  - (17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (18) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
  - (19) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
  - (20) その他当社が不適切と判断する行為
3. 前項（5）（6）に違反する行為を行った場合、当社からの本情報の利用停止要求およびデータの削除要求に応じなければなりません。

## 第 26 条（損害賠償）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

## 第 27 条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又

は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとしします。

2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

#### 第28条（機密保持）

契約者および当社は、本サービスの利用に関して相手方より開示または提供を受けた業務上の資料または情報等のうち相手方が機密として管理していることが客観的に認められるもの（例えば、施錠管理された場所に保管された資料または情報等、パスワードロック等アクセスが制限された資料または情報等、開示または提供時に機密であることが相手方から表示された情報等、機密である旨の表示・表記が付された情報等が挙げられるがこれらに限られない。）を、本契約の履行または本規約に従った本サービスの利用のためにのみ使用し、相手方からの書面による同意がある場合を除き、かかる利用のため以外に使用してはならず、また、第三者へ開示または漏洩してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する資料または情報等は除きます。

- (1) 開示または提供の時点で公知である資料または情報等。
- (2) 開示または提供の時点より後に、受領当事者の責に帰すべき事由なく公知となった資料または情報等。
- (3) 開示または提供の時点で受領当事者が保有していたことを証明できる資料または情報等。
- (4) 受領当事者が第三者から適法に入手した資料または情報等。
- (5) 受領当事者が、相手方から開示された資料または情報等を利用せず独自に開発または創作した資料または情報等。

#### 第29条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に従って取扱うものとしします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとしします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとしします。当社は、契約者からの委託をうけて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとしします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとしします。

### 第30条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
  - (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
  - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
  - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
  - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

### 第31条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があり、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

### 第32条（知的財産権）

1. 本サービスに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。本規約等への同意は、契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスを使用することができるものとします。
2. 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対していかなる知的財産権その他の権利も許諾又は譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとします。

3. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
  - (2) 営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等をしないこと
4. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

### 第33条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

### 第34条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書

類を添えて当社に届け出ていただきます。

#### 第35条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

#### 第36条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第37条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第38条（協議義務）

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は、契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があります、契約者はこれらについてあらかじめ承諾します。

#### 第39条（準拠法）

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

#### 第40条（その他）

1. 本規約終了後も、第25条（本サービスに関する制限事項）、第29条（個人情報の取り扱い）、第18条（本サービスの提供中断等）、第17条（本サービスの提供停止等）、第22条（免責事項）、第35条（権利譲渡）、第28条（機密保持）、第23条（責任の制限）、第32条（知的財産権）、第37条（合意管轄）、第39条（準拠法）および本条の規定は効力を有するものとします。
2. 当社は、いかなる理由がある場合でも、本サービスと市場において競合する製品を設計、開発、調査もしくは販売する企業等（形態を問わず、また、法人格の有無を問わない。以下同様。）または当該製品に関して役務提供する企業等が本サービスを利用する

ことを禁止し、その他これらに準ずるとして当社が指定する企業等（以下、総称して「競合企業」という。）についても同様とします。契約者は、競合企業へ本サービスの利用機会の提供等の便宜を供与してはならず、これに違反した場合、競合企業と連帯して、当該違反により当社に生じた一切の損害の賠償義務を負います。当社は、当該違反により当社に生じた一切の損害の額の立証に代えて、損害額の予定として、違反時の競合企業従業員数分の本サービス利用料相当額を当該損害の額とみなすことができるものとします。また、かかる違反が判明した場合、何らの通知を要せず、利用契約は直ちに終了します。

附則（令和 5 年 5 月 26 日 CAS 3 サ 000400000046-01 号）

（実施期日）

本規約は令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

附則（令和 5 年 11 月 20 日 CAS 3 サ 000400000547-01 号）

（実施期日）

この改正規定は令和 5 年 11 月 29 日から実施します。

附則（令和 6 年 4 月 16 日 CAS 3 サ 000400000747-04 号）

（実施期日）

この改正規定は令和 6 年 5 月 10 日から実施します。

別紙 1「料金表」

本サービスの利用料金は以下の通りとします。

プラン名	価格（税込）	備考
基本プラン	528,000 円	1. 年額プランとして（初年度は 10%割引）利用できます。 2. 基本プラン内に含まれるリスト件数・フォーム送信件数 ・ 基本プランにはリスト抽出 2,000 件/月・フォーム送信件数 2,000 件/月が含まれます。 ・ 当月内のリスト抽出・フォーム送信のご利用がそれ

		<p>ぞれ 2,000 件に満たなかった場合、残件数は翌月以降に繰り越しされません。</p> <p>3. 基本プラン内に含まれるリスト件数・フォーム送信件数の超過分の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本プランにはリスト抽出 2,000 件/月・フォーム送信件数 2,000 件/月が含まれます。</li> <li>・ 基本プラン内に有する件数を超えた場合でも継続してサービスをご利用いただけますが、別途、以下の超過料金が発生します。</li> </ul> <p>① リスト件数 1,000 件ごとに 33,000 円 (税込)</p> <p>② フォーム送信件数 500 件ごとに 12,000 円 (税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過分をご購入いただき、当月内にすべてご利用されなかった残件数は翌月以降に持ち越されます。</li> <li>・ 持ち越された超過分は、基本プランに含まれるリスト抽出 2,000 件/月・フォーム送信件数 2,000 件/月を超えた場合に消化されます。</li> </ul> <p>4. 1 契約あたりの登録可能ユーザ数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 契約 5 ユーザまで登録いただけます。</li> <li>・ ただし当社の提供する「dX 商談・名刺管理」サービスの契約を有する利用者</li> </ul>
--	--	--

		に限り、「dX 商談・名刺管理」サービス 1 契約において利用中のユーザ数と同等のユーザ数を本サービスにおいても登録可能です。
--	--	---